

## 第1節

### 「障害者差別解消法」の制定

#### 1. 経緯

平成18年に採択され、平成20年に発効した障害者権利条約は、「合理的配慮」の否定を含めた障害に基づく差別の禁止について、適切な措置を求めており、我が国においては、平成23年の障害者基本法の改正の際、同法第4条に「基本原則」として、障害者権利条約の差別の禁止に係る規定の趣旨を取り込む形で、「差別の禁止」が規定された。障害者差別解消法は、同規定を具体化するものであり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重

し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に成立した。(法律の概要は図表1-1)

#### 2. 障害者差別解消法の概説

##### (1) 対象分野

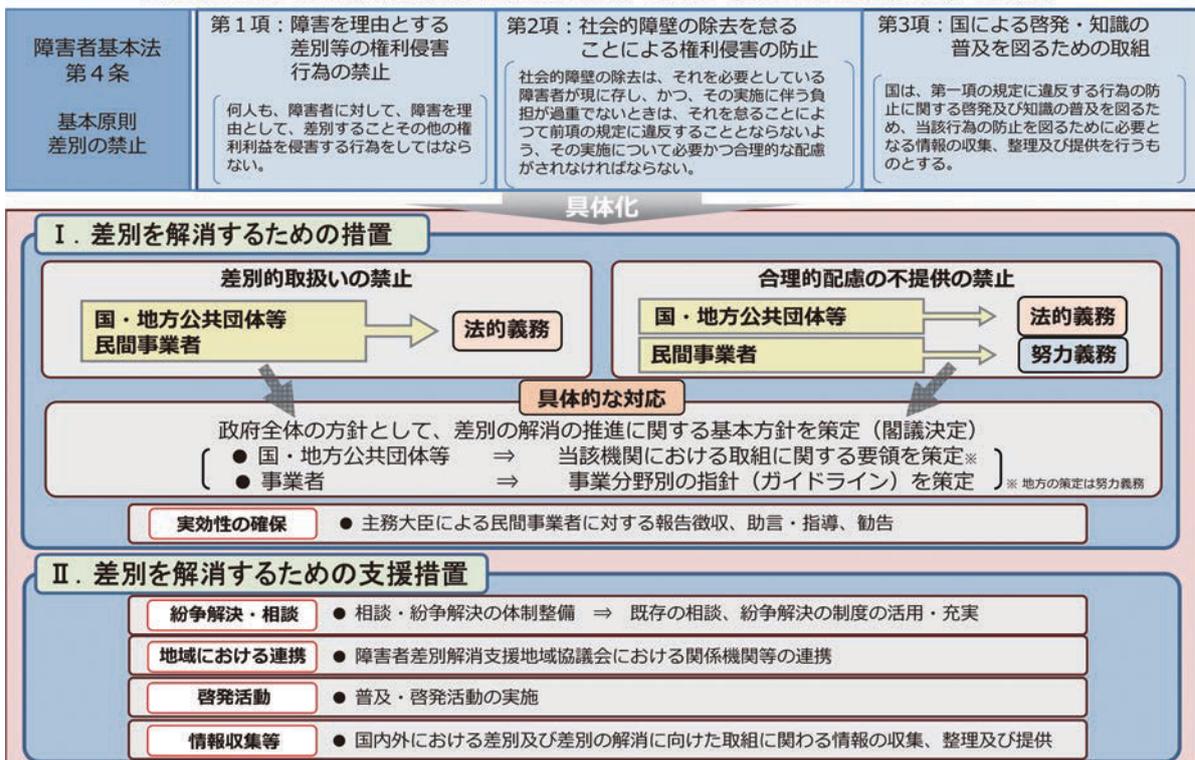
この法律は、雇用、教育、医療、公共交通など障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる分野を対象にしている。なお、雇用分野についての差別の解消の具体的な措置（本法第7条から第12条に該当する部分）に関しては、障害者雇用促進法の関係規定に委ねることとされている。

##### (2) 障害を理由とする差別の禁止

この法律では、障害を理由とする差別を「不

■ 図表1-1

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

資料：内閣府